

仙台市交通政策推進協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市交通政策推進協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条及び第10条の規定に基づき、仙台市交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）の財務及び庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、あらかじめ協議会の承認を得るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の現金及び物品の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、協議会の委員のうちから出納員を命ずることができる。

- 2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、仙台市において定められている取扱いに準ずる。

- 2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算整理簿
 - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第7条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(専決事項)

第9条 協議会の会長は、次に掲げる事項について、仙台市都市整備局総合交通政策部

公共交通推進課長に専決させることができる。

- (1) 業務の発注及び契約の締結に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 予算の執行に関すること。

(文書の取扱い)

第10条 協議会に関する文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、仙台市において定められている文書の取扱いに準ずる。

(公印)

第11条 公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表第3のとおりとする。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から実施する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

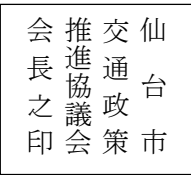
款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業費	1 事業費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

別表第3 (第11条関係)

名称	ひな形	書体	形状
仙台市交通政策推進協議会会長之印		てん書	正方形

寸法	用途	個数	管理者
24mm×24mm	会長名をもって発する文書	1	仙台市都市整備局 総合交通政策部交通政策課長